

松浦記集成附錄

卷ノ二

國	費
文	書
第	號
年	月
日	入

文

48585
0791
15縣
16=6

5219
マ

045



招浦記集成附録卷之二

目錄

大明ヨリ和睦之使者来
 秀吉卿於船入之地大明之使被催船遊
 朝鮮八道并要地諸浦
 豊後之守護大友御折檻
 島津又太郎波多参河守兩人之事
 名護屋御陣所ニ於テ秀吉卿異形ニ而御遊興
 朝鮮船着之浦ニ取出之城
 甲午九月十八日大坂西御丸御能
 朝鮮陣七々年之始末
 城州伏見學問所之記

七項目：願ヒマス：願ヒマス
 一、圖書ハ丁取ニ取接ヲ
 二、書中ノ紙ヲ折ラマシメ
 三、指先ニ種ヲ付ケテ頁ヲ送ラマシメ
 四、墨汁ニテ汚サマシメ
 五、鉛筆等ニテ書入レマシメ
 六、大キナ圖書ヲ片手ニ持ツテ讀マシメ
 七、圖書ヲ又覽ヒマシメ



唐使再渡

大河内茂左衛門秀元相討之首ヲ讓リテ言上

豊臣家五奉行

宰相有司之病

日本古禮之内專御用之条

教戒

孝道

夫婦

恭賢

朝鮮國行程土脉人品國字地圖

同征伐之節民部卿法印ヨリ觸書

松浦記集成附録 卷之二

○大明より和睦之使者之事

吾文禄三年甲午三月十六日沈惟敬遊撃將軍西江ト云所
ニ至テ渡海シ小西振津守方ヘ書翰在リ其趣ハ去年八月
下旬ニ約セシ如ク唐使兩人同道ニトシ秀吉公御内意を
承リ和睦ニ及スベシとの事之折節小西ハ龍山レグワンニ在リ
ハ通辞前聖福景徹去頼西堂を以テ遊撃守愚ニ對面させ
筆談あり其趣小西承リ届我一人トシ計ニ及んといカハ
有らんト遠慮ニ及ビ備前中納言殿増田右衛門尉石田治
部少輔大谷刑部少輔小早川隆景ハ右ニ趣を相談遂言上

い連判のこりい處仰：曰大明より猛威を振ひては益無
のるへし又永く朝鮮在陣の上下の疲勞莫大し事ふれい
唐使来朝し和を請ふに任せ和睦可然し余取調可申し旨
御返簡有り因之字愚將軍方より如月十七日唐使西人請
取龍山の旅館を営み饗膳等能は計ひ可申旨奉行を付け
置小西の釜山浦さして急つ、早來各護屋より至り和睦の
様子委しく言上せしめ各談合せしめ可然様子相調ひ
可申旨ふりしめ盟朝又朝鮮へ渡海し御説し趣備前中
伯言做増田石田あとい申渡し即唐使西人同道し各も名
護屋へ参り和睦し趣申上けれい御氣色も宜きふり唐使
し宿し義家康公利家へ可然様子取計ひ可被申旨羽柴下
総守を以御出されけり

一大明正使参將謝用梓

別号龍岩

江戸大納言家康卿

一副使 遊擊徐一貫

別号唯吉

加賀大納言利家卿

右宜し可被馳走旨也

異國の馬ふとも吾朝の馬は相替り長し抜群厄大なり
静ふり

五月十五日より同廿一日迄西郷として馳走有しふり是
より後ハ別人は被仰付十日宛饗し可申旨ふり

一番 五月廿二日より六月朔日迄 浅野彈正少弼

二番 六月二日より同十一日迄 建部 壽 得

三番 同十二日より同廿一日迄 小西 如 清

四番 同廿二日より七月朔日迄
五番 七月二日より同十一日迄

太田和泉守
若浦観音寺

右の如く沙汰せしめ賄方の義何れも手前の代官所
内を以相計ひ可申者也

一唐使萬事用所等承り相調ひ可申添奉行し事

増田右衛門尉内

高田小左衛門
服部源 藏

石田治部少輔内

井口清右衛門
大島甚右衛門

大谷刑部少輔内

引壇 傳右衛門
小岩 内 膳

小西摂津守内

小西 共七郎
結城 弥平次

右兩人宛昼夜相詰萬事馳走せしめ唐使一方ふらば
旨を盡しけり

一五月二十三日唐使、御對面し事

三献

折等種

御盃臺

御配膳衆

御前

羽柴河内侍從

御酌

中江式部大輔

八幡侍從

御加

山崎右京進

同前祿假之衆

江右大納言

加賀大納言

岐阜中納言

丹波中納言

大和中納言

越後宰相

次之間

羽柴三吉侍從

龍野侍從

羽柴下総守

吉田織部正

河尻肥前守

寺沃志摩守

氏家志摩守

富田左近將監

奥山佐渡守

上田主水正

御酌通乙之衆

尼子三郎左衛門

三上興三郎

新庄駿河守

長谷川右兵衛

唐使、恩賜之目錄

一御太刀

長光

目貫筭

後藤作

一同 助光 同 同

一銀子三百枚宛 一小袖二十重宛

一帷子三十宛

一銀子百枚 筆談之 玄獲西堂 12

一銀子五百枚 唐人供之下 12

一帷子百 一箇腹百 同下 12

以上

一斯て金の御教寄屋にて唐使へ御茶被下りて其躰尤
はきくく有くとふり晚の御振舞、長谷川刑部卿法
眼勤之

或曰聖代の以儉約世を治るを道と曰金の教寄屋

唐人さかー下さん欵

秀吉卿の床の脇に坐し玉へり茶道久阿弥通ひ尼子

三上より西人諸候太夫其外歴より衆掾通りより並居り

書院の道具等と悉く金也

床の内 虞堂墨蹟 玉召夜雨 晚鐘 馬前朝山 青京

唐使衆及拜覧一褒美甚以委異朝よと如此に珍器ハ稀
成ル旨感しあへりき其躰のほきくくさ日本人の及ふ
所ハ非とふり猶此外珍器并名画墨蹟并見希蹟等
各書教多有之其略之

○秀吉卿於船入之地大明に使被催船遊事

肥前国名護屋に境地の岨曲自然に與有て稀成る所なり

百町余り海水めぐり入て四方の風よ波を知らず深き
事底ふき子似たり彼唐使見物一嘉陵三百里山水よ
不足ふりとらへとも瀟湘十里の風景よ事足まりと通
辞よ者よ云つ、感し奉り即

重疊青山湖水長。無邊綠樹顯新粧。遠來日本傳
明詔。遙出大唐報聖光。水碧沙平迎日影。雨微
烟暗送斜陽。回顧千態皆相景。不覺斯身在異鄉

又

杳旋輶車來日東。聖君恩重配天公。遍朝萬國播
恩化。悉撫四夷助垂忠。名復風光驚旅眼。肥州

绝境慰衰躬。洞庭何及北清景。空使詩人吟策窮

又

一奉皇恩撫八紘。忽蒙聖諭九夷清。晴光湧景灵
蹤聚。山勢抱江煙浪輕。度境竒踪難闕靡。揚州
風物寧堪爭。扶策聞說有仙島。斯處定知蓬又瀛

秀吉卿と唐使の聯詠は御座候能くさらし人々を慰
めんとて直迄催促し侍り也數百艘の大船を家々の紋付
の幕或は簾或は指物を以装り立款の飄とふさふさ
と帆出でてさめきりか上下離苦得樂の眺よ世茂

忘きまけり將軍其日の出立いかゞと花やのり軽く敷物
一武具ふと船に入虎の尾の投鞘の鑑二百本。十文字。
長刀。何れも金のかふ具し何れぬの羽織着しとる中間
三百人一やうに出立せ持せ信へり勿論供奉行の面々倚
羅を望き善終しとるも有又老武者のかとくい若き志不
を返れりとしてばさらし出立とるも有てそのかさほく
更し去んと言葉ふし將軍も船へ入りせ玉ふて唐使其外
諸假大夫もも饗膳信り御酒宴ゆうくさり其後御
能可被遊として觀世今春等ふと居て初め信ふ喜
曲海上も響きぬとり龍神の感應有りけり覺へ
てけり唐使も真し衆し替へ首眉たこれ感へあ
へりぬ天氣穏やけり海上いと静かふりけりい寔に

天人の影向ましまさよやと見へて見物の上
下も寛徳も化せられゆるやかに物しきふり
字世々忘れまけり二人の唐使并玄之穂西堂船
中よて約束し玉ひ翌日六月十日の朝山里御教寄
屋よて御茶信りぬ露地もい色々の菜園ふと
も阿り麓の里ちのつかり物回りて諸木枝を連らぬ
岩はとふ流きといと涼しく山里の名も應し其さま
蚤ぬ

一四疊羊の御茶室飾り次第

一玉巧掃帆し繪 一細口し花入 一新田肩衝

棚之飾

- 一 茄子の茶入
- 一 但内赤の盆
- 一 盆
- 一 一へんねけの水指
- 一 水ははしがり
- 一 象牙の茶杓
- 一 莖天目

願下自ら御のよむもの一玉へい何きも不言の唐器も
 して感一ありぬ即御茶も手つわり照一信一い
 其さまを登一厚なる躰異国人のやうまも無く
 今世佳名の風も見へて誅る所も稀ふりけり

- 一 五疊布にくさ星之間
- 一 玉砌枯木の繪
- 一 富士の香爐
- 一 蕪丸の花入
- 一 肩衝ふり頭巾

一 勝手之飾

- 一 せめ乙ほの釜
 - 一 茶入尻彫
 - 一 芋頭の水指
 - 一 井土茶碗
- 此間よてい諸侯太夫衆も茶堂友阿弥も被仰付御茶
 清く給りぬ
 六月二十六日唐使へ美酒佳肴取揃へ御懇の事ふと教
 へ宣ふて民部卿法印 長束大藏太輔 寺沢志摩守
 友阿弥を被差越けり

一 六月二十八日唐使衆大明へ可有帰朝之旨被仰出
 旨等として被遣覺

- 一 生指摺蓐
- 一 帷子二重宛

菅笠ノ三
 葉ノ代

盃手車
 無類子

一 辻カ花浴帷 十重宛

一 浅黄の表紋上品の帷 二十宛

一 船中慰之とめ 挽茶盃三

一 真盃 極上五弁入 一筒

一 さき星さねの籠 二本

一 白米 五百俵

一 諸白樽 百枚

一 雁鴨 二百

一 鶏 生二百

右四人の衆為御使者令持参渡之尚用所事於有之承
候之上意旨演説せしむ辱御事不可有此上趣御
返各申頓而為御礼壹城有りし航山里より御對面有て

猶も忝存候様より御込沙有りしむかい種より拜領と

申し旁過分至極なる趣誠を盡し罷立し中し及

此如隆見しとてかや朝鮮人とい遙か越へ其躰且

しか其し其頃見し人との云さむの大國の志る

大やうよしめやかふる事言語より絶えりと感し

へり如大明朝鮮日本と三國和平に扱ひ永く令苦身

之旨御感し上岡田将監内藤飛騨守御帷子十宛銀

子百枚宛拜領被仰付けり右兩人此扱より付名護屋と

朝鮮との往返十度計りよも及むか如斯の御感

よて久勞一時よ七しと

一 唐使来朝和睦之一條尚御返簡并可告報し條目追教
通有之といへとも世間よ觀ふ朝鮮征伐軍鑑等よ

委レく見レへ侍る故略之也返

一異国ニある弟トて接戰高名之而感狀教養又ハ強臆爭論其
外ハ珍事ニ至る迄祈リ成スる事夥ク雖有之是又不
載然れとも大友豊後守波多三河守 島津又太郎右三
侯之事ハ脚書留置スの也

○朝鮮八道 并要地清浦

慶尚道

全羅道

忠清道

京畿道

黃海道

江原道

咸鏡道

平安道

右八道

西生浦

釜山浦

東萊

熊川

安骨浦

唐島

感昌

忠州

○豊後之守護大友即折檻之事

脚使者

福原左馬介
熊谷内藏允

一先手ニ城ニ有之者及難儀之折節可相救クめ繫リ城
々拆置キ人教ス入置候義其段何れト存知リ前ニあり然

然るも小西の急難百死一生ふりといへとも不及助成
刺さへ平壤之様子をも不聞合一逃崩き假事前代
未聞の仕立不及是非假事

一秀吉若年より昔より此道は携るるといへとも終
は吾勢越度を取事無かりし是は殊に大
明とて合戦ふれ日本にさめ旁以て際可
終粉骨之虞武名も不取忠義も心も無かり
し事武士たる上言語を絶しとる事ふり向後
さめ一命をも可被果し義ふりと云へ共頼朝卿より
久しく侍りし家を可及断絶し聊道は違ふ
様よし費へ侍るも因て死罪を宥り早能武士
上を吟味して前非を悔ひ可申事

一天正平の頃致とよ島津と挑合戦ラ勝負まろ
まりは付て對某請加勢更も可相救し因
も無く年来書音も無と云へとも弓箭を
取る身の習いいふみふんも士の格如何ふれ
い早速令出勢かの古後輩も可追散のくめ則
令出船の處此方一左右をも不相待及合戦利
取越度し仕合且い浅智故島津の謀計をか
こし入らき敗北も及い且い怯兵故戦ふゆ
しきを不見得して及一戦大友家先祖も恥を後
代に残り事其罪算へ冬りへわらに寔頼か
置はる居城へも取入止む曰回妙見龍王へ逃
入候事古今稀なる臆病家し瑕瑾せし盡ま

しき事

一連々城を搦一置候事、大敵襲い来り、節当
咎し患難を随ふかため又、大臣旧臣等謀
及有ん時、暫く楯籠り其急難をのむさん
為ふり加様の事を、不顧居城の印を空敷
せし事尤恥々同敷事、候雖此國に義無
相違立置し、至其寛徳も恥先祖の家業を
顧み一庶の勳有へき、理、当然之彼と
云是と云其罪不軽し事

一諸侯大夫昇殿有し刻大友家、古くる説く
と有之由さ此共某名家を所由し、同則其
望し應し候へき勿論和階に義ハ五三人を

除候て、高く侍り候事

一其身の事、安藝宰相の所、預置候事

一彼ノ息事父曰然し被仰付候らん其れと久
久近習し在つると云其身も、衰りたる曉トモカき者之
旁以令款免候武家を事とせ、父し恥煩しく可思し、同
朝臣は召加、られ候様も同、天氣う見可申、余公家も成
り候て尤も候加藤肥後守預り置扶持方五百人分
可相渡事

一大友堪忍分之義重て可被仰付候事

一今度平懐表して小西根津守教度、苦戦其手柄莫太
し、忠義不淺事

右余々其國在陣衆として彼父子に可被申渡候若某



癖事於有之も可成候早速予の過りを改め可相隨干
其宜者也

文祿二年五月朔日

秀吉在判

高麗陣衆

各御中

○島津又太郎波多參河守西人之事

一島津又太郎軍兵庫頭被厲其力ニ上ニ軍役已下兵庫
頭次第くるべき事ふるま内心ニ一向不許容の
由ニ候大刑令ニ推量候ニ兵庫頭ハ專魁を嗜無沖斷

者不許ハ斟酌ヨ思ヒ其力をまふき軍の先驅を遁れ之
き遠慮ふるる處き與の事

一船着を好み此の中ニ在陣の由是此ハ朝鮮表味方
失利事とありハ先退散し已ニ居城を自由せんと
の内存ニ候數何ハ公勇者の懐ふとあるまゝして
臆病者の所好ニ候事

一先年九州令出馬の刻何の忠節と雖無之兵庫頭
達テ歎申よ付而本知分令安堵早其上上方普請
等東陣被成由免候の處左様の高恩を令忘却
剗野心を相含か仕立不及是是非候事

一其身の義ハ十人計の跡よてハ西振陣守所ハ可有之候
堪忍分の義進而可被御付事

一 波多三河守事 鍋島加賀守 此力に被仰付上へ日前
は可令出勢に處臆病をりまへ熊川クマガハ口船着し隠
居候事コウセ怯者コウセと云無所存と云旁々以つて其罪甚
深候事

一名護座の波多領知の處今度旅鑑に取立令居城
候向別而左様の氣遣ひをばは先手へ可罷越
し處却つて船着を便りのこやの時節を相待
の由其間へ無隠候事

一 此頃都へ有之諸勢引取り候砌途中へ罷出補
其由其輩に准せんと欲する由弥以猛惡の
義諸人への見おらしよはと物よと掛させり
是候はくを此とも死罪をい令免許候勿論知

行分の被召上一家財等被下置候事

一 先年九州令出馬の刻波多事可及改易の處立置
被下候様よと鍋島手を束ね面を柔らけ籠言申
は付而本知分令安堵早其上遠回の義不便に
思召京都の普請并備束障をば被成御免候
はき左様の事をも不存出の義傍若無人不及
是非の事

一 其身事黒田甲斐守と云らへ預け置き候条可
得其意者ふり堪忍領の義追つて可被仰出
候事

朝鮮在陣衆

参

評曰大友侍從義統島津又太郎波多三河守事理
義は逆ひ人欲し順ひ已む利せん事を出徴
の内は多く由しふ思ひおめ外ふい士の檢
を街と云とも天命無私よよつて斯秀吉
卿亡しと咄ふ全く公の亡し信ふは非に
かのれ理は逆ふよ因てみつかりと打ふり
天の理ふり明ふるあり

○名護屋御陣所はちめて秀吉卿異秋し御出立よて
御遊與の事

一文禄三年六月二十八日の事ふるは凡畑ふと唐
く作りふくさる所はちめて凡店旅籠屋ふ
と依いのりよは原相は管ひ凡商人の真似を
ふされつゝ各々をよ慰み玉て長陣の傍
を補ひ玉ひくふり御出立の柿帷をぬされ
薰の腰蓑をあてり凡黒き頭巾菅笠を
御肩は物し味よくの凡召され候へくと
有し聊商人は違ふ所もふふてつきくく
有りしふり
一大納言家康卿の所し賣ふ成らせら凡阿しかか
いしと大やうと聲くさまふも又能く似侍
りくふり

一丹波中納言秀勝の漬物瓜を荷ふてかりしもの瓜
瓜めせくとぬは、ありぬり給ひくかぬてうは
らみ有りしあり実も若き事何事も無切も有
よふと思ひれて年もあるきものふりいや
よるほくきものても有りと言ふ人も多かり
しあり

一常真公の遍參僧も成り玉ふて文庫浅間一
けふる同宿も持て修行者の跡もどつし玉へ
とど地も衣を着せたる様もして大ぢやくも
見へし

一加賀大納言利家公の高野へおりた炭を肩も
かけるとし聲を長く引ひいかし宿借り

宛たる聲左も有りげも貰へて聊表分催し侍
りし

一蒲生氏郷卿の荷ふ茶賣も成つて秀吉卿へ極
上の茶を乞ふまいらせは、價を強く請ひ候ひ
し一無有り

一三招免の赤き羊帷を上げ打もふりはるめせし
又御用の物もふと云は、うぢめ打打笑ませ
給ふも又ふりし

三招の屋敷の
津川玄蕃元り足と

一織田有樂免の客僧も立立せ玉ふ修行者の免僧
も瓜御結縁ありぬと請給ひし秀吉卿
御手つかり二つ施し玉ふをいや是の熟せぬと
ていししきと所望ありしといふ

或曰此有樂老、織田備後守成の末子源五と云く
人々

一有馬中務卿法印、有馬の池坊に成て湯文を説
廻り有馬の温泉の徳を告ぐ、言を候ひ
所から実を能き作意あると思ひ此此人を物
毎の相應も宜しく侍うんことをわ此のころやま
くくを有りれ

或曰此人、摂州有馬郡の主として代々目出度
人ふり玄蕃頭之父と

一前田玄以法印も比丘尼も成候る、かせの高くふ
こりたる比丘尼のよくていふるかほさ、有り

くかかきけふる聲して唯念佛を常に申せ、
必佛も成るぞと説法し侍りぬ去共先つ此世を才
一よ心よかけ来世の事、凡才十も行ふ候
つ、念佛もまつか、侍らひ昼寝をして
脚氣をもみけ心を正まらふは、
現世の理も宵かぬやうよとのみ行ふ候、
生きたる事父母の氣より、
地の氣より天地の氣、
して按掛たる事、
り、
此外、
ろ有り也

一旅籠屋の亭主より藤田権佐成りよりけり嗅よ
藤つおとて殿下の御中居ふまゝか白き衣を
着し黒紙子のまゝかけ禱シメテの糸よて打さる
ふり

一茶屋の亭主より三上典三郎をふり玉ふ嗅よ
ふふつとて是も殿下の御側近ふ有しそ借さ
しめ玉ふ出とちい何らほしき廣袖の浴衣綿
子のわかるさふんはん頭巾をかふつて御茶あ
り候へ何と、のふる餛飩もわいしよ候ふ
と云けり又藤はほい御めしよ候へあま
酒とさり麦と御入り候と云けり殿下の御手を
引しやうし申せし殊の外御機嫌よて布袋の

咲三るやうと目と口と無き様に見へさせ給ふて極
暑と忘きさせ玉ひ此上の御一奥や有へきと見へ
させ玉ふふり

武曰此戲の旧き例よてもや有やうと唐律よ
於てて七月盃會の頃やつしと云様くの戲を
ふし後世まで賑ひ侍りぬ

○朝鮮船着之浦々取出之城之事

一文録三甲午秋朝鮮船着之所々塞し取出し城二十ヶ所
被仰付り箭鉄炮玉藥兵糧番手し人数多しし被入置
諸勢悉く可被相納し旨四人し奉行を以被仰出けきし
上下の被し一方ふらぬ事よき有りし

一釜山浦為通路對馬し豊崎し毛利民部大夫加勢自分と
し五午し着到して被入置

一九州為警固一名覆屋し寺沢志摩守加勢共其勢錢置

玉ふ如斯朝鮮九州し仕置等堅固し汝汰し玉ふ

つし八月十四日立て御馬を納玉ふ殊し外急かせ

玉ふし仍て二十日路余りの行程を同二十五日大坂

へ御着船あり御簾中京極御所并幸藏主に於

ちや阿のふとい二十七日に御参着有り上下喜悅
 の眉を周きいと目出たうりけり禁中より帰
 國の義御被ふおほさるゝの旨勅使菊亭右
 府御下其外清花。諸内跡公家衆の御見舞。
 諸寺。諸社より御祝儀の巻教ふと捧けめの
 にて内前市をふくつる事八月二十六日より
 九月中に及へりいと見えかりけり御果
 報ふりとそれふへて云ぬへりぬ

○甲午九月十八日大坂西御九御能事

翁 暮招新九郎

兵股

シテ 今春大夫

笛 八幡助左衛門
 太中いこ 樋口石見

ワキ 春藤六右衛門

小鼓 今春又次郎
 太鼓 山崎卯兵衛

アイ 祝 弥三郎

シテ 秀吉卿 笛 長次郎

田村

ワキ 山岡如軒

大鼓 大藏平藏

小鼓 幸五郎次郎

定家

シテ 今春大夫

笛 伊藤安仲

ワキ 下村

大鼓 樋口石見

小鼓 大藏道遠

シテ 今春大夫

笛 八幡助左衛門

ワキ 甲田

皇帝

忍鬼 相浦伊予守

大鼓 大藏平藏

貴妃 伊藤弥太郎

小鼓 大藏道遠

シテ 今春大夫

笛 竹友

野守

大鼓 樋口石見

ワキ 下村

小鼓 いやし与次郎

シテ 今春大夫

笛 長次郎

羽衣

大鼓 加奈屋甚兵衛

ワキ 金春善三郎

小鼓 早川源藏

應

レテ 金春

笛 長次郎

大鼓 加奈屋甚兵衛

ワキ 甲田

小鼓 幸五郎次郎

大鼓 山崎卯兵衛

レテ 金春 大夫

笛 八幡 助左衛門

源氏 供養

大鼓 甚六

ワキ 山岡 如軒

小鼓 又次郎

山 姥

レテ 今春 大夫

笛 長次郎

大鼓 傳 右衛門

ワキ 今春 善三郎

小鼓 いやし 次郎

大鼓 春日 五平次

以上

○朝鮮陣七々年之始末

一文祿元壬辰三月朔日秀吉御都を出立し玉ひ肥前國
名護屋より着陣まゝして朝鮮へ軍勢を差越し玉ひ
し之大政所御煩ふ付同年七月二十二日船より
御歸洛有之又九月より名護屋へ御下向有之也
一同二癸巳復加藤左馬久等重而朝鮮渡海の折節船軍有
之

一同三甲午八月二十五日將軍大坂へ御歸城ふり三奉行
衆必朝鮮より歸朝也

一同四乙未より戊戌年迄四年朝鮮船着地し利金さ
所要害十ヶ所番手の勢力を置給ふしゆ慶長三戊戌
の秋在陣し勢悉く歸朝し已す

○城州伏見葉向所之記

殿下秀吉公曰今世之教寄者とも其道の實を失
ひ弄を以つて衛ふ也然る間伏見山里に茶屋を
營之諸侯大夫其外茶此道をたき侍る輩トモカラを集
めいよゝへ能きたき者ともこの言の葉の露
をいめさんとして此亭を立置きしは承兌長
老記之曰

學向所記

城州伏見里者天下勝境也大相國相攸築大城營萃
第栽松竹作深林建高堂号學向所堂之四惟搆第屋
屋中一一賦倦歌吟詠風景矣集故人英豪煎仙

茶而為教奇可否堂前有長橋過此橋者見江山烟
景不知歸期故名之以日昏於教奇其心親切者臨
此橋上可啓盱希求不論親疎咸景之深招以欲為
賓客大相團外隆作勝遊內不忘干才大明已入
貢朝鮮悉征伐四夷聞風來亨寔古今名相也

慶長三年戊戌孟春十一日

前南禪承允謹誌焉

○唐使再渡之事

大明正使參將謝用梓副使遊擊將軍宇思西人再
小西撰津守同船して八月三十日大坂に着岸せし
時に正使、備前中納言秀家所して馳走可申副
使、蜂須賀所波守所して饗應し候へとは
九月朔日御礼申上則大明之皇帝より御装束
紅葉衣色赤袖紫緋に大口献翰書

生物

- 孔雀
- 麝香
- 白象
- 黑象
- 馬
- 唐犬

織物

金襴 百卷

純子 百卷

綾 百反

錦 五十卷

縹子 二百卷

紗綾 二百反

皮物

虎皮 三十枚

豹皮 三十枚

唐革 三十枚

青皮 三十枚

狸々皮 三十枚

大明より西使宿より御城迄の行列に唐の兼物も兼

り蓋をさしおけりき筈。箏 篳篥 笛 太鼓 ぶと
の鳴物もて幢をさして参りより千疊敷
より御對面則饗膳給り御茶道侍りて
御暇に節 忝旨しめやかし御礼取得に立
けり二日大坂を立伏見をさして上りける
午刻より雨そかち出しうい牧方より泊り
ぬ打候き大雨ふるよ依て逗留し五日の日伏見
上着六日御城へ被召寄一饗膳被下其後殿守
へ召されけり青具に刻橋を上げけり段
くよ金銀を以て堂に立くる種々の調度様々の
屏風 帆帳 御座 鋪の見事さ無さめ詞と及むか
ときと感しけり頓ておりさせとほふ湯を

る事とやと山里へ物し給ふ富田左近将監を亭
主より定らまき麴子の御振舞まで有けるわか
よといせけふる養女を十五六人勝り出し光
耀よりふる衣裳まで花々のよ出立せ玉い
露を合める花の顔そよ風よふひける柳の
姿とも云つし頼て御酒宴始りて今やうの
小歌ふと一やうよりたうて時し一ふふで物
しけれい唐使どわきからふく見へよけり
斯て御茶よ成りしかい施薬院の手まよて
御茶被下けるよ富田さよやきけるい同しく
い小膳の御方歎かいぬの御方ふとの手まよ
ふら一除無有らんうしとふら西使感悦し

御恩情よ依て離苦得樂一世の初よかしまし候旨申上
謹んで見へて立よけり秀吉卿朝鮮の帝王を帰朝さ
せ信ひし事腹之給ふて大明よ朝鮮の如き虚譚有
ひきやかほしけん今度い御返翰も無く唐使をよ
留給いで早よ帰し玉ひぬ大明人上下三百余
人船まで下し給ふ八日よい堺の津へ着しがい
小西もてふし善盡しけり九日滞留し十日よ
出船しとにりと催し候所へ増田右衛門
尉御使として下向し種々の御音物影しき事と
よふり唐使立帰り忝旨御礼申上侍らんと
云しを増田固辞しけれい順凡し帆を挙げ九
月十一日帰国してけり

按ずる事最を慶長元壬辰九月十一日と有
る川軍記の方板元の書誤りふるへ
最初の表使曰年文禄三甲午の秋之
事ふるへ

○大河内氏左衛門秀元相討の首を譲りて言上
たる事

朝鮮回子於て極月二十二日味方大敗軍の刻
黒田家臣大河内氏左衛門尉秀元三村紀伊
守に二騎殿りして引拂ふと云るも大明
人秀元か馬前をよきつて通る秀元乗かけ
扱て拂ふ太刀を除ると云り三村か前まで

馬を乗り倒しと云り三村飛下りて相討と言葉
をもつゆつて其首を打取たり其夜三大将の
前まで紀伊守が首披露し曰今朝大河内氏左
衛門尉と相討仕ると披露し三大将驚て扱て
今朝の仕合は斯高名と云事西人の手柄
無比類と譽ら此ける秀元さし出て曰紀
伊守言上仕假處全く相討よて無之假處
者か太刀の人も馬も何と云不申候と
披露し三村は是非相討と申候得共秀元少
し合点せさりけり加藤主計頭曰備と聞
き事ふる争むわ不主計かどの共表此と呼寄せ
て能き侍の言葉を聞て明日死追し切学

よせよと云きけり太田飛騨守曰大河内か言
分よ任せ紀伊守一人よ高名よをへよと云
付られける三村よ忝中迷惑よ存よよと
申して立とり主計頭清正大河内を近付り
て曰君年とりとりとも無類なる言葉可那
相討の百増倍勝りこりと讃誉せられこり
侍の義理の寔よ明らかなるべき也

○豊臣家五奉行の事

浅野弥兵衛尉の秀吉公の御臺所と同一はら
かりよの阿らぬと兄弟の同みふりけれハ
無事内外共よ評議の座よもは違ざる者也

前田玄以の信忠卿よ任へ奉り時めね出たる才有信
忠卿よ才勇兼備りし明将成りし御見立向
くく有りしとて撰み出されし之長束の丹羽
五郎左衛内よ仕へ毎物の裁判をいりき滞る
事ふき者ふり増田石田の江州公郡入部の
時より吾よ勞を盡せしと殊に増田の萬事
損益よ曉ふして其性剛也石田の諫よ付て
吾の氣色を取らぬ諸事有姿を好し者
也とて五奉行よ定め給ふ前田徳善院玄以
浅野彈正少弼増田右衛内石田治部少輔長束大
藏大輔とぞ申す如北五人一職よ定め置ふ
毎事はの行まよきよ奈

一 徳善院僧正の諸司代として洛中洛外に出入
神社佛因に義を至る匠一人として裁判可申
候事

一 長束大藏大輔の知行方其外萬算用等の義
已に任として裁許可仕し事

一 浅野増田石田の三人の萬端可然様を執行
乙諸人不痛様を令分別に尤も候大なる事
相滞るまがためて五人として令相談其
宜し付て極め可申大躰定りし事をい
一人二人として済し可申事

一 團の取次萬出納の義早速埒明候様
申新有向鋪事

一 新等の義は付向の心を慮より申届可申候
富威兼備りたる者と才勇不足よりして殊に貧
者の公事の不便を淵底申届有つて不思汚名を
可立の事

○宰相有司病の事

宰相の日本に惣奉行仕置の任也
有司の奉行也

第一 私欲依怙畏負

第二 以私之宿意報寇事を密に謀り其趣を強て行
ふ類

第三 金銀を蓄へ過酒宴遊無外聞をき女色美食

等

○右此病根をハ坎^ニ引續キ書寫ス^キ餘白ヲ生セ^ルハ全ク書寫者ノ誤リナリ

○右此病根ハ貪欲を為^レ本と^ルヤ此病根を^レ愈^ハて道理^ニ精^ク取行ふハ言信等^ト納^ヘ志^ス可^ク此^トも其^レ所^ノ義^ヲ付^テ其^レ利^ヲ望^ミ或^ハ代官等百姓と出入^スと出^ル来^セん^ト領^メ苞^ヲ苴^ヲ以^テ或^ハ寺社領或^ハ富家^ニ讓^フと^ノ争^ヒ付^テの^レ音信^ハ小分^トと^リと云^フと^モ必^ズ克^ク納^ムハ^カら^リ猶^モ自^ラ他^ノ恥^ヲ辱^シ道^ヲ防^グキ^事肝^要也

評曰奉行の中^ニ取^立の^レ臣^ヲ以^テり^ハ他^ノ臣^ヲを^レ西^ニ人^ノ文^ヲ給^フハ^ハ奇^妙と^モ覺^ヘ侍^ル之^レ異^朝ハ^ハ宰^相の^レ才^器を^レ擢^シて^人ヲ^おめ^テ親^味を^レ擢

ハ心と也是よりよつて東西のちてくの人と云
共才智さへ明うかふれい異朝より宰相
職に推任せしと之然し因て徳義を望み
出た人多かりしと云や

○日本古禮之内專御用い余

是ハ小瀬甫庵道喜輯録の大内記ニ有之ハ物
詔の内拔書ふり

一官職に責任必可撰於人オ一ノ事

一忠孝烈女兼備并碩學博識に茂才等可記上
の事

一立師道可勤學一之事

一撰於獄官而能可任之事

一忠孝烈婦直中和全キ人之罪可宥之雖然因其長而
常ニ有惡心可及解官一ノ事

一再犯不可免之事

一十歳より内七十歳より外ハ罪をへりらさる事

一士庶人の子十歳より至十五歳ニ可勤於學問一ノ事

一家財等其身之分限より過して用まじき事

一民に應せざる法を不可出の事

一鰥寡孤獨之者專可憐愍之其外旅人告る事無き

一輩何茂可加於慈悲之事

一五百貫千貫より上一村一郷知之者不可奪高工之

利但武具除之事

一 乱五倫一人有らば可教或之不用則可獄之事

一 守五常一輩平人子替り可有其品一事

一 其家と長子とと云共悪心有らば家督の義可知
遠慮之事

一 所領之事其家より傳り来るもの永代可給之官
職より付て給るもの可限於其一代之事

一 太刀刀金作り除之鞆鎧等蒔繪紋。金覆輪の錦の
直垂。紫系織等官人国司大将之外不可用之事

一 旅途自由之義不可有之事

一 国守等可勤儉約然則国富民安として奸人有ら

べき事

一 下鳥 一より付能米二升を以買中鳥一より付三升よ

り一斗二升より至て買りを云 大鳥一より付一斗二升
より上を以買りを限る

一 耕作人飯の品料。春一日之食能米三合雜穀四

合作業の日能米雜穀二合を増す工以日

下鳥下奠を食へば酒の里ぬり赤紋の三器不

潔の折敷さるへば高工の朱漆黒紋四器う花赤

色の新敷之無所領之民何事と二汁以外不可

食。五菜より余事は不食秋の黒米と合作業の

日の昼食を増さる冬に能米四合作業の日の中

食二合を増す

一 秋冬より中春まで清酒を用るは過る中春中五日

より濁酒を用中無所領の四民何事如斯也



一耕民行年四十以前不可乘馬。有病則乘。一高工
一乘。一但不免。韃之士。鞍をも免之。

一有所領。士民雜穀除之。若用。天恩を思ふ。近
し。珍客有る日。三汁七菜。の外不用。之大鳥大

奥制之。老年。及て。清酒を用ゆ。若愛。濁酒。民
を患む。ふる。折敷の廣さ。一尺二寸内。朱外

黒塗。さる。食をる時。辰申の二時。定之。
一日。食能采。一升。定之。團司等。以能采。六升

當。干。一日。六器。黄文。其用之。
一制外。食。或。之。若用之。背。天也。

一耕作人。衣類の事。黒麻布。小文。を付。青黄を
薄く。濃。染。さる。を。上着。と。凡。又。さ。し。し。五。所。紋

付。さる。を。用。之。下着。の。小袖。麻。五色。何。亦。用

之。
一士。格。有。之。是。を。私。に。不可。出入。事。

一僧。木。食。草。衣。さる。當。除。絹。類。去。騎。肆。可
守。儉。約。鑑。戒。佛。戒。尤。善。

一有所領。士民。指。面。裡。布。五色。何。亦。用。之。下。衣
細。布。之。薄。絹。を。用。之。行。基。以。後。免。之。之。之。唐

織。物。綾。等。除。之。
一四。民。中。百。人。一。司。有。絹。裏。を。用。ゆ。若。尊。夜。の。古

き。を。拜。領。有。則。可。着。之。不可。續。之。子。孫。也。
一。歩。士。細。より。上。制。之。

一。余。先。祖。日。限。當。日。以。慈。悲。為。主。之。其。身。の。程

子不過強て僧を用るゝ思成るゝ合祖心カフを以て孝コウ之勿論自身祭之サヒ

一國守ハ祭ハ山川之神而祭祖事可任其法也

洋曰上古之法を以て新法の宜を加へ礼法の書出未ふハ民安く國富庶人ト身の程ワカ思祭有ハかりリ礼法の書無キ子因て其程ワカを心任セヨ出入ル之依之軒人の堂類多く見ゆ

一改ハ事少ふよして用ニ善人ニを以て為貴

昔蒯公子年十五よして相ニ事を接行を孔子是を聞玉乙人を以其政行を見せしめうる使者及命して曰其朝庭の事を見るは清

静よして事少し其堂上は有五老人一堂下は二十人の壯士在りとふり孔子曰二十五人の知を合せ用尤至剛子久菜ふるハ一寔ハ斯の如くふらハ治ニ天下ト其固ハ何ら

評曰一矢十矢の強弱有り昔十人の男子を持し人百とせし近ふして終ふんとせし時矢二十を以て十子を左右よして云ケルハ此十の矢を一筋つゝ折て見よとて出しけれハ則一筋宛ヤをくゝと折り侍り也又外十筋の矢を紙よりして結合せ是をハ折て見よと申せし時長子よ

折て見る事曾て折らまさりけり翁曰
能く心得へし十人知力を合せふし至剛よして
久榮ふらへしと也殊に忠恕を以て先とて
へし斯て彼より十子隔ふく和睦して子
孫末より至てと幾久しく栄へ侍りしとあ
も寔に二十五の知能合せい豈に弱うし乎

○教戒

平生人を教戒ある時申さく左の事
を以て示し玉へり

一子を至愛ある慈母立卹を在る事

張童と云人由窓より書を操り廣り讀侍りけ
るは外來の朋友語ある事有し時母必立
卹を以て侍るふり政務の事故文學性理
の學を評判しつゝ慰ゆる時母卹て悦
つゝ能く饗應を嘗みて愛しけり雜談
浮説よて空しく日を送る時聊不豫
の氣色有て饗ふさゝりしとるや最尊の
りけり

一母至諫を在る事

陶侃と云人尋陽縣の吏と成て海邊の事ふ
と奉行し侍るや或る時母の方へ蚌カキを贈り
けるは悦ぶ氣色も無く其蚌を辞しけり
其返簡よ云今汝海邊の奉行は備はり
ぬ蚌も亦他物も非し何ぞ官物も進き物
を以つて吾も饋ツケお是我心を養ふも非し
却つて痛ましむる也向後如此物を以つて
贈る事ふか此亦私用たる事ふか此と書
こりける

評曰代官ふと汝汰し侍る人此事を以鑑
戒とぬし官物を私用たる事無く罪
何れは因て欺至らん都而罪も沈ぬる事

「主君に沈め給ひぬ也唯己を利をる事
の過るを以つて也」

古記さうしの中よ

まかふやふ屋をぬくと思ふ以とふけを過
して身おはくるしぬよけり

○孝道

前同新

一父母の罪を受けて父母を哀憐するの孝其誠
を盡す事

伯俞過てゐる事有り其母是を答^{カケウ}てる又俞泣
かれしを氣色見へしかいか母曰今汝少くも
事何故そやと俞曰母上の御力う今且つかと
乃へ玉ふよや答う玉ふ事昔より軽く貴へ
侍る爰を以つてふれしかあへ是れとせ呼
ぶ最^トあわれみなり

一孟憲孝心深く父母を嫌ふ志は順いん事
を専ら務めては家貧くけれは菓を振ふ
養ふは楚^ソ辛^シ勞力を厭は誠を盡せり

贏餘財也

斯くて又亡しけり哀號し幾性を減たす近
し管を地子敷其上に居る事三年と日味を
知らぬ顔色憔悴せり此時二龍来り地を
掘り穿つ事有り是を見れば黄金千両有
り是天の共ふる所なり所謂誠の天の道也
是を誠まをる人の道也と是より何事と幸
乙有りて大なる富家とふまじり

詩曰

掘窟何由遂得金。孝誠於此感天心。一時不
但家能富。贏得カケエ香名カケエ説到今

○夫婦

一夫婦、人倫の大綱

或向於郁離子。曰。在律婦七書聖人之言与
曰。是後世。薄夫之所云。非聖人之意也。
其婦從夫者也。淫也。妬也。盜也。不孝
也。多言也。五者天下之惡德也。婦而有
焉。出之宜也。惡疾、共無子。豈人所
欲哉。非所欲而得之。不幸之大者矣。
而、出之忍矣。夫夫婦、人倫之一也。婦
以夫為天。不矜其不幸。而遂棄之。
豈天理哉

一婦の諫、順ひて天下の声名を棄る事

樂羊子遠く巖師を尋ね求むるに其の
か三年よりして歸り来りて其の
故を問ふ羊子曰久而懐か給ふに依て
来るのみ無他妻の曰刀を以て機に向
て此機生蚕繭一成於機杼一糸を累て寸
に至り累寸不已則遂成匹也我今此
機を断るふに成功とちとあるに空し
ありて夫子の學業忽然也積學甚亡
所を知て勤め明德をみりき給ふに
若中途よりして荒み給ふに何ぞ此機を
断る異ふらんやと諫す其言を感
再往て學を積明德を磨き卒に聲名を

甚亡所三字
るを断る

天下に奈し古郷に歸り来り

評曰夫婦の間も義を先として修む

一志士仁人の本妻を能く撰む可迎事

予年来子の父母に似侍るを見らるる小
介に父は似大介に母の心は似賢夫に
似たりて惡心ふる子多かりけり因
て先祖の家業既に絶人とりされに此
又不孝に極りし然則先祖に對し孝
のこめよと侍らよ、善心成り妻を撰
むべき事尤至當也近頃土佐長曾我部
の豫州稲葉伊豫守武名芳さくて遠路

を事とせし豫州孫女を迎へ取し也いと
深き心緒と其頃汝汰し待りき

評曰悪心ある女は殊の外阿くきとの
と皆能く知る所也しかのあれと歎と
云くせ物も誘引せられ悪心あるを
厭ひし迎るくふくは國守等の息女
の又い時めき出さる人或は富家或は
親族も便有者の娘の也男としてや
も恥はき事い彼式部か云ける今い唯
し此よりよろしくかちをい更よと
いそしいと惜しぬちけらまきき覺
はさよふくいきと物まめやかよ志のかふ

る心のお必むねふらんよるへをほめの
頼み所と思いかくへのりけろと那も阿、
よし阿くふまはのふとよ付てよくされる
世の浅まじさよ

○奉賢

一 小人の秀才論有ニ力干成切

心を潜め能く思ひ給ふへ小人も一才の長
たる所有り殊は其才力たまくましく度量
伸とる有り明君は是をつかひ得聞君は是
も溺れて亡るふり夫れ天下國家も速成の切
を立んと思ふ人ハ其秀才を能くばるひ成
すやうよ工夫をめぐらるへし成切早き

のふり大志有る人豈成功の疾るるへき事を
信せさらんや

一人を甚愛して萬人の心去り行患の事

世は多く才高く切も入て 諛ウツラひ阿ウミぬる小人
獨を甚ぞ寵し用めて群臣恨を結ふ患ひ
あり是れ己の才智はあがり衆知を信せ
ざるよりあまるも有り又衆知を信し
工夫を以且盡ツツげと云とも己か好む方の
強きより引きて此患はあへるも有り近き
を以て云はぬ白秀次公は栗野空頭を甚愛
し諸臣恨出つ毛利輝元は伏せ石見守を
専ら用らて何事を以任せしむる群臣有名

無実の上下と成て和らく事ふのり也

評曰罷一人而已一事の唯驕キウ肆サイよりり政は舊

臣は多く恨出来て和らく事無し岡公曰

無求備ニ干一人

一國家之守又多ニ在謹於近習其内縁

天下國家の乱は東西のむてしより起りし

主君の燕席より多く根さり事有りこと

へい内は林甫の奸有て外は禄山の乱起

るか如く猶近きを云はば羽柴秀頼公は石

田三成の倭有つて東のむてしより上杉家

の乱発るか如く豈つしよさるんや

一知國郡者能く似せ物を辨知を

賢_一似て賢_二あり忠_一似て忠_二あり又
固_一器の才を能く似せざる小人有り如_二此の似
せ物_一溺れて國の仕置等を任_七國を亡す
事有り萬の患い真偽の向より生_七ざるぞ
評曰邪い正の敵ふり兼て其意得_有より
害無し似せざるの_一面むきを_を似せて見る
ふれい心を_一ゆる_を故_一は害_一は_一おこ_ししれ
らる_一事_一有_一の_一也_一されい孟子曰君子_一惡_一似
是_一而非_一者_一惡_一北_一紮_一之_一其_一奪_一朱_一也孔子曰_一御原_一
德_一之_一賊_一也_一され_一御原_一の_一君子_一は_一似_一て_一非_一君子_一を_一以
て_一ふ_一り

○朝鮮國

肥前國松浦郡唐津より西北は當る唐津より
壹岐島へ海上十三里壹岐より對馬島へ海上
四十八里對馬豊浦より朝朝の東港釜山浦
は四十八里と云とも四十里は不足とふり天
明年向仙臺林子平が著述之三国通覽圖説之
内朝鮮國之大概を取て名護屋城の末に附録
也

一朝鮮國八道に分つ其國日本九州に北は當南北は
斜に長く東西は狭し大概南北日本水道三百里東西
八九十里之國也三十五度より四十三度は倭

る 釜山浦、三十六度 王都、三十八度也

一 古代新羅 高麗伝亦、三韓伝或、難林 梁浪杯
と云くも 今之朝鮮之事也

一 其国の西方と北方と三つし長江在り即、朝鮮地
境ノ尽ル処也 北西江ノ中間 白登山等、大山
有て地勢を隔る 故唐山と陸地、通路、無之伝
一 凡其実、遼東と地続よと 離れ島よりあ
ら

一 其国の西都と云、京畿道の玉城と慶尚道、
晉州也 国を八道に分つ事左の如し

一 京畿道 ケイキタイ

二十八管

四牧。九府。八郡。五令。

十二監。六駅。六堡。海水

軍判官二。審判使シツバンシ。水使

一。檢使一。萬戶二。

一牧。六府。七郡。三令。

九監。四駅。五堡。檢使一。

萬戶二。

二牧。四府。七郡。四令。

三駅。七堡。兵士一。檢使

三。萬戶五。

四牧。一府。十一郡。一令。

一 江原道 カペンタイ

二十六管

一 黃海道 ハグタイ

二十四管

一 忠清道 チュウシヤウシイ

二十四管

一 全羅道 テララ

五十七管

三十七監。六馭。六堡。審
船二十艘。中船二十艘。兵
使一。虞候二。

四牧。四府。十二郡。六令。
三十一監。六馭。十八堡。

審船四十二艘。兵士二。水使

二。虞候二。檢使四。萬戶十三。

推官一。

一 慶尚道 ケウシヤウ

六十九管

四牧。十一府。十四郡。一令。

三十四監。十一馭。二十四堡。

審船五十六艘。中船五十一艘。

兵士二。虞候二。水使二。萬戶

一 平安道 ヘアン

四十二管

十九。推官六。

二牧。十府。十七郡。八令。

五監。二馭。十八堡。兵使

一。虞候一。判事一。檢使十

一。萬戶七。推官二十九。

二牧。十五府。四郡。二監。

三馭。三堡。北兵使一。虞

候二。檢使十二。萬戶十八。

推官二十一。

一 咸鏡道 ヘミヤン

三十二管

以上都下八道

一北國の西邊義州より遼東へ至る日本道五十里又北
京へ至る同く二百五十里なり

一北國太閤の征伐頃迄は風儀懦弱よして武備の
汰汰と當世の如くは無かりし故八道をも只
三ヶ月の間は陥れりきし也其後大に悔い懲
りて覺へて代々武を講じて今ハ水陸の備能
く整えりと聞き及びり水軍も十四ヶ所は有つ
て平生水戦を習ひしむと云へり況んや陸戦
をや是等の事ハ倭誇の兩降て地堅まると
云ふ譬の如し

一釜山浦、對州の陣屋有て平生士卒數百人を
對馬より遣し置ふり是等の事即日本、

手を下せし所ふるし

一其國常行の錢を常行通寶と云ナ銭十ニアリ

一其國全く清ノ正朔を奉れし本邦と通信を
る書は憚て清の年号を用ひり只支子
を記して某ノ月と書れる也是又日本、手
を下せし所ふるし

一其國の人物は都て日本唐山等の人より壯大よ
して筋骨とつよく食量も大概日本の二人
の食を朝鮮の一人よ充るし然れ共其心
機あくまで遲鈍よして不働ふり此故もや
太閤の征伐は利を失へり
一其國よて作れる文字を謗文と云一字一音

ふり是を本邦の以呂波に配され其文左
の如し

イロハニホヘト
△丑刻イロハニホヘト空刻イロハニホヘト丑
チリヌル
△凶チリヌル午チリヌル畢チリヌル刻チリヌル釘チリヌル字チリヌル

ヨクシ
△外ヨクシ用ヨクシ全ヨクシズヨクシ大ヨクシ水ヨクシ
ラムウチ
△外ラムウチ用ラムウチ卒ラムウチ卫ラムウチ外ラムウチ引ラムウチ

ヤマケフ
△号ヤマケフ外ヤマケフ全ヤマケフ卦ヤマケフ子ヤマケフ
アサキ
△外アサキ子アサキ光アサキ咄アサキ作アサキ

ロヒモ
△川ロヒモ胡ロヒモ呈ロヒモ例ロヒモ寺ロヒモ

右の傳寫の謬もあると思はるれども本書
のまよ書記す也識者の校を待つ者也

一北國の人物に代り本朝へ来聘して諸人見る處不
れ其人物の國に不奉朝鮮王より奉獻の物に
人參 虎波 豹皮 青黍皮 臭皮
儒子 白綿 紬 鷹子 駿馬

其報物に

貼金ノ屏風 猫金ノ鞍 椽金料紙箱 同硯箱

漆羽二重 乱茶字ノ類也

正使 副 從 度ノ三使ハ各白銀五百枚 綿

三百把 上々官に 白銀二百枚宛 中下官の者共、
白銀千枚を賜ふ也
是れ献酬の大略也

一 鴻荒の世に其國を周く者を檀君と云世を續
く事千余年其後唐山より入て是を治むる
箕子を始てり初而朝鮮の号有り箕子二代
て其地より王する者を衛滿と云其後孫武の
唐山より入武は不入終に内亂して其國分れて
三と成る所謂三韓なり其後新羅二韓を滅
ぼして一統を又其後高麗の王氏新羅を滅ぼ
して一統を又其後高麗の李氏王氏より代
て三韓を統へ有て毎に朝鮮の号より復して

今に至れり都て上は檀君より下今世に至
る迄の事及て神功皇后征伐以来其國代
々本朝は調庸貢獻しとる有様 又太閤征
伐の事杯悉く記を志有れ其文長けれは
是等畧に且其治乱興廢の詳ふる事は東
國通鑑有り是より由て知るべし

右天明五年乙巳秋九月仙臺林子平述る之書を以
て朝鮮略説を成る

南

南京

山東ヨリ南京南京ヨリ
浙江浙江ヨリ廣東ト順
南、隣國、尤浙江、廣
東、閩、福建、了梅花
多所ナルヨリ

山東

湖海

北京

北

遼東

萬里長城

俗北高麗凡云

○滿洲

吉林、遼寧、黑龍江、河

北

大長江、三百餘里、東、也、
鴨綠江、

定西、
順天、

朝鮮八國道之圖



東萊ヨリ王城(日本道九十六里三丁)朝鮮道三十九百六十二里
 右路中洛左洛三道丁リ道每三歇ト置朝鮮道三十里ヲ
 一息トス日本道百四十里程
 右路二十六歇中路二十九歇左路三十一歇ニ

此島ヨリ隱岐國遠望ス
 朝鮮ヲ持シ

○朝鮮征伐之節民部卿法印ハ觸書

此書及古ノ
 中分出ル由字
 如左

高麗落居ニ付 太閤御渡海ノ節大唐出勢

右々々法印

當卿様ハ太閤可有進上候向内ニ其御用意被仰付
 候ト自大岡被仰上候然者行幸ニ儀式等諸
 家之記録を依記今日二十日之内ニ可被備 敵
 覽之旨自杜者可申觸ノ由傳奏衆を以て
 勅定候ニ向可被成其意事肝要ハ不可有御
 由新候

恐々謹言

六月七日 民部卿法印

立以 法印

伏見版	九条版	一条版
二条版	近衛版	舊司版
菊亭版	西園寺版	大炊御門版
么我版	花山院版	轉法輪版
德大寺版	飛鳥井大納言版	藤田大納言版
柳名大納言版	柳修寺大納言版	兵衛中納言版
四辻大納言版	島丸大納言版	日野大納言版
持明院中納言版	藤田源中納言版	
正親所中納言版	廣橋中納言版	坊城中納言版
正親所三条中納言版	美里中納言版	中山宰相中將版
吉田左衛門將版	伯三依版	森左衛門地 招木 版
築室版	中門版	飛鳥井中將版

西三条版	六条中將版	五辻左馬頭版
園中將版	甘露寺版	冷泉版
上冷泉版	日条版	

真蹟係

右桑氏所載 余與桑氏嘗以壹貫餘錢得之 曾
 董鋪云此所 群書類從所載 豈公天正中 所
 示某々等 條目 文相成 左契所不 俾乎 膽而
 藏之

安政丁巳秋九月初七日 矢野玄識

於隈大内陵 飛鳥陵佐原御幸 天武天皇在大
和國高市郡北域東西五町 陵戶五烟

右文字有不審 依本書寫之猶可考

右御名下 各御判有之唯近衛吉田上冷泉

右四家無御判



